

★同窓生の交流で郷土愛を再確認！

同窓会の開催費用を助成します

対象となる同窓会

- 10人以上の出席で開催される学年単位若しくはクラス単位の同窓会
- 年齢が満20歳以上満35歳以下（令和9年3月末時点）の出席者で開催されるもの
 - ※複数の学年単位で開催する同窓会については、上記の年齢に係る経費が補助金の交付対象。
- 申請者（代表者）は、出席者に対して町が行う移住・定住等のアンケート協力の同意を得ること。
- 同窓会開催にかかる経費は、対象となる出席者ひとりあたり2,000円以上であること。
～そのほか、町の公式LINEへの登録に協力をお願いします～

補助金の額

- 町内で開催する場合 出席人数 × 4,000円 上限額 100,000円
- 町外で開催する場合 出席人数 × 2,000円 上限額 50,000円
- ※経費が補助金の額に満たない場合は、実際にかかった経費が補助金の額となります。
(100円未満は切り捨て)

申請の手続き

- 同窓会開催予定日の20日前までに、交付申請書および必要書類を提出してください。

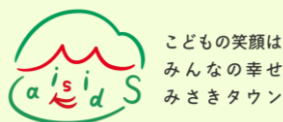
【必要書類】

美咲町同窓会支援事業補助金交付申請書、同窓会出席予定者の名簿、同窓会を案内したことが確認できる書類（同窓会案内状の写し等）

- 同窓会終了後30日以内に実績報告書および必要書類を提出してください。

【必要書類】

美咲町同窓会支援事業補助金実績報告書、同窓会出席者名簿、同窓会開催に係る経費の領収書の写し、同窓会の開催が確認できる書類（集合写真等）、町の依頼するアンケート



美咲町HP（申請様式等はこちらから）▶

